大阪市告示第1484号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第３条第２項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第３項の規定に基づき告示する。

令和８年10月30日

大阪市長　　横　山　英　幸

施設名	年　月　日	供用時間
大阪市立 真田山プール 　水泳場	令和８年11月24日（火）	午前10時から 午後７時30分まで
大阪市立 真田山プール 　アイススケート場	令和８年11月28日（土）から 同月29日（日）まで	午前９時から 午後６時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）